規程:資格 100

資格制度規程

2004 年 12 月 7 日制定
2011 年 7 月 1 日改定
2019 年 9 月 30 日改定
2021 年 5 月 12 日改定
2025 年 10 月 1 日改定

第１条（目的）

本規程は、細則第７条の定めにより、情報セキュリティ監査人の資格制度の運営に係る根本規則を定めることを目的とする。

第２条（名称）

本制度は、公認情報セキュリティ監査人資格制度（以下、「資格制度」と略す）という。但し英語名称は、Certified Auditor for Information Security （略称：CAIS）とする。

第３条（資格制度運営の原則）

１．協会は、認証及びそれに基づく資格登録に法的責任を負う。
２．協会が認めた認証スキームに基づき、資格登録、資格維持、資格更新、資格格上、並びに資格格下げ、資格保留及び取り消しを含む、資格登録に関する決定を、資格認証委員会の認証活動により、責任をもって行う。
３．協会は、公平性を管理し、資格登録に係る決定が公平に行われることを、認証事業評価委員会により確実にする。
４．協会は、以下のｉ～iiiに従って、資格登録に係る財務資源を確保する。
  i) 資格制度における認証活動の独立性を確保するため、資格認証委員会が管理する管理会計を設ける。
  ii) 管理会計の財源は、資格申請・登録・資格維持等に係る申請者及び本制度により資格を登録された者が負担すべき料金に加え、審査付加金とし、協会収入から付け替える。
  iii) 資格認証委員会が債務を負った場合には、協会が保証する。これにもかかわらず、協会は、資格認証委員会及び認証事業評価委員会への影響力を行使しない。
５．協会は、資格制度における認証活動の公平性を確保することを公的に宣言する。

第４条（資格認証委員会）

１．資格認証委員会は、JIS Q 17024（適合性評価－要員の認証を実施する機関に対す

る一般要求事項）に則り、協会内の独立した機関として運営する。

2．資格認証委員は、公平中立な制度運営を行える者で、人物評価の経験に加えて以下要件のいずれかを満たす７名以上を理事会が任命する。

i)　協会の運営に責任を持つ

ii)　学識経験者である

iii)　外部の有識者、特に情報セキュリティ監査の被監査側の意見を代表できる

iv)　資格制度を熟知している

3．資格認証委員会の運営については、資格認証委員会が定める資格認証委員会運営細則による。

第５条（資格要件）

1．資格区分毎に以下の分類にて資格要件を定める。

i)　監査人としての以下で構成される能力

- 専門分野の知識
- 情報セキュリティ監査の知識
- 経験
- 実証された能力

ii)　監査人としての適切な行動

2．資格要件については、別に定める資格制度運営細則による。

第６条（認証事業評価委員会）

1．認証事業評価委員会は、JIS Q 17024（適合性評価－要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項）に則り、協会内の独立した機関として運営する。

2．認証事業評価委員会の委員は、以下に該当する者から少なくとも４名を理事会が選任する。なお、選任に当たっては均衡のとれた委員構成とする。

i)　情報セキュリティ監査制度に精通した中立的な立場の有識者

ii)　利害関係者

iii)　協会事務局職員

3．認証事業評価委員会の運営については、別に定める認証事業評価委員会運営細則による。

第７条（情報セキュリティ主席監査人）

1．協会は、情報セキュリティ監査についての高い見識、広い視野をもつ人物を、情報セキュリティ主席監査人（英語名称：CAIS-Principal Auditor）として招請することができる。

2．情報セキュリティ主席監査人の招請手続は、別途定める。

第８条（資格制度に係る者の責務）

資格制度に係る者は、公平な資格登録を実現すると共に、資格保有者並びに資格申請者等の個人情報及び試験に係る情報等の機密保持を通じて、個人の保護に努めなければならない。

第９条（懲戒処分）

１．資格制度に係る者が本規程及び関連する規程に違反した場合には、適正な手続に基づき懲戒処分とすることができる。

２．資格認証委員会は、審査委員会での審議結果に基づき、本制度により資格登録した監査人を懲戒処分とすることができる

第１０条（情報の公開）

資格制度に係る規程及び関連する情報については、資格認証の公平性を実証するために必要な範囲を公開する。

第１１条（規程の改定）

本規程の改定は理事会の議決による。

第１２条（その他）

本規程に定めのない事項については理事会において別途定める。

附則第１条（情報セキュリティ内部監査人能力認定制度）

1. 情報セキュリティ内部監査人能力認定制度（以下、「能力認定制度」という）を設ける。但し英語名称は、Qualification for Information SEcurity Internal Auditor（略称：QISEIA）とする。
2. 能力認定制度の運営については、別に定める情報セキュリティ内部監査人能力認定制度運営細則による。

附則　本規程は、2004 年 12 月 7 日より適用する。
本規程は、2011 年 7 月 1 日より適用する。
本規程は、2019 年 9 月 30 日より適用する。
本規程は、2021 年 5 月 12 日より適用する。
本規程は、2025 年 10 月 1 日より適用する。